

登録教習機関の業務廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第77条第3項において準用する労働安全衛生法第49条の規定による届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号及び登録及び指定に関する省令(昭和47年労働省令第44号)第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	一般社団法人 日本ボイラ協会
登録教習機関の住所	東京都港区新橋5-3-1
代表者職氏名	会長 刑部 真弘
技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	一般社団法人日本ボイラ協会福島支部 福島県福島市大町4-4
廃止しようとする技能講習及び登録番号	
	ボイラー取扱技能講習 48-309
	普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習 48-1164
廃止年月日	令和6年3月30日

令和6年3月11日

岩手労働局長